

## 第 17 号議案

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年足立区条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「占める者」の次に「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第 3 条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、「40 時間（」の次に「育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「再任用短時間勤務職員」に、「勤務時間」を「正規の勤務時間」に、「前項」を「第 1 項」に、「足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1 週間について当該承認を受けた育児

短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、当該短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

第4条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき8時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

第5条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、

4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設けるときは、この限りでない。

第6条第1項中「(以下「半日勤務時間の割振り変更」という。)こと」を「こと(以下「半日勤務時間の割振り変更」という。)」に改め、同条第2項中「規定は、」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第15条第1項中「20日(」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(提案理由)

育児短時間勤務制度の実施に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。